

## 環境事業団法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 目的の改正

環境事業団（以下「事業団」という。）の業務の見直しに伴い、目的について所要の改正を行うこと。

#### （第一条関係）

### 第二 業務の追加及び廃止

一 事業団の業務として新たに次の業務を定めること。（第十八条第一項関係）

1 産業廃棄物処理施設を設置し、及び譲渡する業務の対象にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設を追加するため、所要の改正を行うこと。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的かつ適正な処理を図るため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理並びに当該処理を行うための施設の設置及び改良、維持その他の管理を行うこと。（以下「処理業務」という。）

3 環境大臣が指定する者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の速やかな処理を図るため、その処理に要する費用につき助成を行うこと。（以下「処理助成業務」という。）

二 事業団の業務のうち、自然公園の健全な利用等に資する複合公園施設を設置し、及び譲渡する業務を廃止すること。（第十八条第一項関係）

### 第三 財務及び会計に関する規定の整備

一 事業団は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないこと。  
（第二十五条第一項関係）

1 処理業務及び処理助成業務並びにこれらに附帯する業務

2 民間団体による環境保全活動に対する助成の業務及び当該活動を振興するための調査研究等の業務  
並びにこれらに附帯する業務

3 1及び2に掲げる業務以外の業務

二 事業団は、一の1の経理については、処理業務に係るものと処理助成業務に係るものとを区分して整理しなければならないこと。（同条第二項関係）

三 事業団が発行する債券の名称を「環境事業団債券」（以下「債券」という。）に改めること。（第二十七条見出し及び第一項関係）

四 政府は、事業団の長期借入金に係る債務について保証することができること。（第二十八条関係）

五 事業団は、環境大臣の認可を受けて、債券の担保に供するため、その金銭債権の一部を信託会社等に信託することができること。（第二十九条関係）

六 事業団は、環境大臣の認可を受けて、その金銭債権の一部を信託会社等に信託し、当該信託の受益権を譲渡することができること。（第三十条関係）

七 五及び六の場合、事業団は、信託の受託者から金銭債権の回収に関する業務等を受託しなければならぬこと。（第三十一条関係）

八 事業団は、処理業務及び処理助成業務に要する費用に充てるためにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を設け、九により交付を受けた補助金と当該基金に充てることを条件として政府及び都道府県以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充てること。（第三十五条第一項関係）

九 政府及び都道府県は、予算の範囲内において、事業団に対し、八の基金に充てる資金を補助することができること。（第三十六条関係）

#### 第四 その他

- 一 処理業務及び処理助成業務の主務大臣を環境大臣とする等、主務大臣の規定を整備すること。（第四  
十四条関係）

- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第五 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。

- 二 罰則に関する経過措置を定めること。

- 三 処理業務及び処理助成業務については、この法律の施行後平成二十八年三月三十一日までの間に、廃止を含めて見直しを行うこと。

- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について所要の規定の整備を行うこと。